

広島県告示第九百七十三号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項の規定によって、指定居宅サービス事業者として次の者を指定した。

平成二十四年十二月二十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

指定居宅サービス事業者	主たる事務所の所在地	名称	居宅サービス事業所	所在地	サービスの種類	指定年月日
医療法人楽生会	竹原市下野町一七四四番地	医療法人楽生会馬場病院	竹原市下野町一七四四番地	竹原市下野町一七四四番地	短期入所療養介護	平成二十四年二月一日
株式会社アツブル介護サービス	三原市本町二丁目一三番三九号	アツブル介護サービス訪問介護事業所	三原市本町二丁目一三番三九号	三原市本町二丁目一三番三九号	訪問介護	平成二十四年二月一日
特定非営利活動法人地域福祉活動支援協会人間大好き	東広島市八本松町飯田五二五番地三	デイサービスセンター森のカフェ	東広島市福富町下竹仁一三〇〇番	東広島市福富町下竹仁一三〇〇番	通所介護	平成二十四年二月一日
株式会社ワールドステイ	栃木県足利市堀込町二四六二番地一	デイサービスセンター春日和西条中央	東広島市西条中央四丁目九三九番地一	東広島市西条中央四丁目九三九番地一	通所介護	平成二十四年二月一日
株式会社睦設計	広島市佐伯区皆賀二丁目八番三〇号	古民家型デイサービスむつみ庵	廿日市市佐方五七四	廿日市市佐方五七四	通所介護	平成二十四年二月一日